

# 平成26年第7回上里町議会定例会会議録第4号

平成26年12月12日(金曜日)

本日の会議に付した事件

日程第27 請願・陳情について

日程第28 議員の派遣について

日程第29 (町長提出議案第67号)副町長の選任について

日程第30 (決議第1号)児玉工業団地内に計画された産業廃棄物焼却処理施設の設置に関わる手続きの適正処理を求める決議(案)について

出席議員(14人)

1番 飯塚賢治君	2番 戸矢隆光君
3番 仲井静子君	4番 猪岡壽君
5番 齊藤崇君	6番 岩田智教君
7番 植井敏夫君	8番 高橋正行君
9番 納谷克俊君	10番 新井實君
11番 沓澤幸子君	12番 高橋仁君
13番 伊藤裕君	14番 植原育雄君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長 関根孝道君	教育長 下山彰夫君
総務課長 飯島雅利君	総合政策課長 片岡浩一君

事務局職員出席者

事務局長 飯塚好一 係長 戸矢信男

## 開 議

午前9時0分開議

議長（植原育雄君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程の追加について

議長（植原育雄君） お諮りいたします。

ただいま町長から議案第67号 副町長の選任についての件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第67号 副町長の選任についての件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

日程第29 町長提出議案第67号 副町長の選任について

議長（植原育雄君） 日程第29、町長提出議案第67号 副町長の選任についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 皆さん、おはようございます。

御提案申し上げました議案第67号 副町長の選任について御説明を申し上げます。

副町長の高野正道氏が12月17日をもちまして任期満了となりますので、副町長の選任について御提案申し上げるものでございます。

副町長に、大字神保原町462番地、高野正道、昭和25年10月2日生まれで、現在64歳でございます。

地方自治法第162条の規定に従いまして議会の同意をいただきたく、ここに御提案申し上げた次第でございます。

高野氏は、昭和48年4月に上里町役場に奉職以来、37年という長きにわたり役場職員として町行政に携わり、健康福祉課長、総合政策課長、総務課長、そして参与を歴任し、行政経験及び知識ともに豊富でございます。

平成22年12月18日付で副町長に就任し、現在まで副町長の職務を遂行していただいたところでございます。

つきましては、副町長として人格、識見ともふさわしく、適任であり、引き続き選任したいと考えておりますので、慎重御審議をいただき、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第67号 副町長の選任についての件を起立により採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前9時5分休憩

午前10時0分再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第27 請願・陳情について

議長（植原育雄君） 日程第27、請願・陳情についての件を議題といたします。

総務経済常任委員会に付託しております、請願第1号 上里東小学校地区（京塚地域）通学路の安全対策についての請願の件は、閉会中の審査結果報告書が提出されておりますので、会議規則第41条第1項の規定により、委員長より審査経過及び審査結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長沓澤幸子議員。

〔総務経済常任委員長 沓澤幸子君発言〕

総務経済常任委員長（沓澤幸子君） 議席番号11番、総務経済常任委員長の沓澤幸子です。

平成26年9月定例議会において総務経済常任委員会に付託となり、継続審査となっていました請願第1号 上里東小学校地区（京塚地域）通学路の安全対策についての請願についての審査経過と審査結果について、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

審査は、閉会中の去る11月21日午前9時より、委員全員の出席のもと、第1委員会室において開催いたしました。請願内容と前回審査経過の再確認後、3名の紹介議員にも出席していただき、請願の趣旨についてお聞きしました。

審査の過程では、道路の構造上難しい問題や、埼玉県公安委員会の権限に属するもの、私道が含まれていることなど請願箇所が広く、請願内容が多岐にわたっているため、個々の路線を見ると難しい問題がありました。

そのため、結論を急がずにさらに慎重に対応したほうがよいのではという意見もありましたが、権限や道路の構造的な問題は審査を継続しても変わらないことから、委員全員が一致している子どもたちの通学路の安全確保は重要であるとの考えに基づき、本委員会では、請願第1号 上里東小学校地区（京塚地域）通学路の安全対策についての請願については、趣旨採択とすることに決定いたしました。

以上で総務経済常任委員会の審査経過並びに審査結果報告といたします。

議長（植原育雄君） 以上で総務経済常任委員長による審査経過及び審査結果の報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

3番（仲井静子君） 初めて聞く趣旨採択という意見で、それは結局、採択とは違うということなんですね。これを採択していただくためには、もう一度、内容を変えて範囲を狭めて作り直せばいいのかしらと、そこのところをお尋ねしたいんですけども。

議長（植原育雄君） 総務経済常任委員長沓澤幸子議員。

〔総務経済常任委員長 沓澤幸子君発言〕

総務経済常任委員長（沓澤幸子君） ただいまの質問でありますけれども、委員会に審査が付託された場合、この請願は採択すべきものか、不採択すべきものかということで議論をするわけでありまして、請願については、この請願の内容がどうか、あるいは、この請願が実現可能なものであるかどうか、また、町村の権限、議会の権限に属するものであるか、あらゆる観点から審査が必要になると思います。

この請願の趣旨なんですけれども、道路は幅広く何路線もあるわけなんですけれども、請願項目的にも、標識であるとか、あとは速度の規制、時間帯による車両の通行規制、こうしたものは町村の権限からは外れています。

また、1番のグリーンベルト、これは新聞等でも報道されているとおり効果が非常に高いということで、委員全員が一致するところでありましてけれども、道路の幅員によって設置できる場合と不可能な場合があります。そうした、もろもろな観点からいきますと、6メートルに満たない道路が含まれていたり、グリーンベルトを引く以前に舗装がされていなかったり、そういう様々な問題があります。

しかしながら、この交通の安全を求める住民の意思に対して不採択ということでは、やはり安全は何よりも大事、特に子どもたちの通学路の安全は大事という、そうした委員の一致した考えがありましたので、個々の細かい部分について採択とするとなかなか難しい、あるいはその中に私道も含まれているわけでありまして、そうしたことから、請願の趣旨には賛成ですよという形の採択となったわけでありまして。

議長（植原育雄君） ほかに質疑ありませんか。

3番 仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

3番（仲井静子君） よくわかりました。どうもありがとうございます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより請願第1号 上里東小学校地区（京塚地域）通学路の安全対策についての請願の件を起立により採決いたします。

本請願は、総務経済常任委員会の決定のとおり、趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立多数であります。

よって、本請願は趣旨採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時8分休憩

午前10時10分再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加について

議長（植原育雄君） お諮りいたします。

ただいま新井實議員ほか4名から、決議第1号 児玉工業団地内に計画された産業廃棄物焼却処理施設の設置に関わる手続きの適正処理を求める決議（案）についての件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 御異議なしと認めます。

よって、決議第1号 児玉工業団地内に計画された産業廃棄物焼却処理施設の設置に関わる手続きの適正処理を求める決議（案）についての件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

日程第30 決議第1号 児玉工業団地内に計画された産業廃棄物焼却処理施設の設置に関わる手続きの適正処理を求める決議（案）について

議長（植原育雄君） 日程第30、決議第1号 児玉工業団地内に計画された産業廃棄物焼却処理施設の設置に関わる手続きの適正処理を求める決議（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

10番（新井 實君） 議席番号10番の新井實でございます。

決議書提案理由（産業廃棄物焼却施設）について、御提案申し上げました決議第1号 児玉工業団地内に計画された産業廃棄物焼却処理施設の設置に関わる手続きの適正処理を求める決議（案）について御説明いたします。

児玉工業団地内に産業廃棄物焼却処理施設を設置する予定計画書が町へ提出され、これに対し、嘉美の環境を守る会より設置反対の陳情書が提出されたところであります。

当工業団地には、以前にも神川町区域に産業廃棄物焼却処理施設の設置申請が提出され、神川町はもとより、上里町、本庄市などからも強い反対運動がありました。

その後、廃棄物処理業者の進出は回避されましたが、上里町ではこれを契機に、上里町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防条例を、平成15年4月1日に施行したわけであります。

今回、設置予定計画書が条例に基づき提出されたわけでありますが、地域住民の不安を解消するためにも、この条例に基づき適正に処理されることを求めるため、決議書を提出するものであります。

慎重御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

提案理由といたします。よろしく申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより決議第1号 児玉工業団地内に計画された産業廃棄物焼却処理施設の設置に関わる手続きの適正処理を求める決議（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 議員の派遣について

議長（植原育雄君） 日程第28、議員の派遣についての件を議題とします。

お諮りします。

来る平成27年2月4日開催の児玉郡町議会議員後期研修会に上里町議会議員を派遣したいので、地方自治法第100条第13項及び上里町議会会議規則第122条の規定により、議会の議決を求めます。

本件は議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は議員を派遣することに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査について

議長（植原育雄君） 次に、議会運営委員長より、次期定例会の会期・日程等について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

閉 会

議長（植原育雄君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成26年第7回上里町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時17分